

東吉野村簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 東吉野村

事 業 名 : 東吉野村簡易水道事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭 和 33 年 12 月 1 日	計 画 給 水 人 口	1,877 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適用(財務のみ)	現 在 給 水 人 口	1,178 人
		有 収 水 量 密 度	1,551.98 m ³ /ha

② 施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他		
施 設 数	浄水場設置数	14	管 路 延 長 99.97 Km
	配水池設置数	25	
施 設 能 力	1,488 m ³ /日	施 設 利 用 率	38.2 %

③ 料 金

料金体系の概要・考え方		
区分	料金	
専用給水栓	第1種	1、基本料金 1箇月10立方メートルまでは1,190円(税抜)とする。 2、超過料金 1立方メートルにつき170円(税抜)とする。
	第2種	第1種に同じ。
	第3種	第1種に同じ。
共用給水栓	専用給水栓第1種に同じ。	
消火栓	無料	
別表第2 給水分担金		
メーター口径別	分担金額	
20ミリメートル以下	215,000円	
40ミリメートル以下	1,000,000円	
41ミリメートル以上	2,000,000円	
料金改定年月日 消費税改定は含まず	平成 21 年 4 月 1 日	

④ 組織

東吉野村の簡易水道事業は、令和7年度現在、地域振興課が所管しています。地域振興課は、農業・林業・商工業、観光、道路・河川、住宅・建築、浄化槽など、多岐にわたる分野を担当しており、村内の産業振興から生活基盤の整備まで幅広い業務を担っています。

簡易水道事業についても、これらの業務と並行して担当しているため、地域振興課は水道事業を単独で扱う専門部署ではなく、農林・経済・土木などの複数分野を横断的に兼務しながら運営にあたっています。こうした組織体制のもとで、限られた人員で効率的に事業を進める必要があります。台帳管理の徹底や更新計画の明確化など、業務の効率化と標準化が重要となります。

簡易水道事業においては、地域振興課が担う多様な業務とのバランスを踏まえつつ、管路更新や漏水対策、資産管理など、持続可能な水道サービスの提供に向けた体制整備を進めています。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

有利な財源の利用

建設改良費の財源として地方債を活用する場合、元利償還金が一般会計からの基準内繰入金となる簡易水道事業債を活用し、簡易水道特別会計の負担を軽減しております。

事業統合

現在村内に14カ所の水道施設があります。これまでの19カ所から順次統廃合をすすめています。平成7年に木津・伊豆尾・杉谷地区の3地区を統合、平成14年に小川・小・小栗栖・中黒の4地区を統合し、整備・管理を効率化しています。また、平成28年度に簡易水道(7施設)、飲料供給施設(4施設)、簡易給水施設(3施設)の認可統合を行いました。

公営企業化に向けた取組

人口減少が続く山間地域において簡易水道事業を持続的に運営するため、令和5年度には公営企業化に向けた固定資産台帳の整備を実施し、資産管理の基盤を構築いたしました。さらに、令和6年度より公営企業会計を導入し法適用(財務のみ)を行ったことで、経営の透明性と財務規律の強化が進み、減価償却費を通じた資産管理の高度化により、老朽化施設の更新財源を計画的に確保できる体制へ移行しております。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は別紙参照

① 経常収支比率(令和5年度以前の収益的収支比率)について

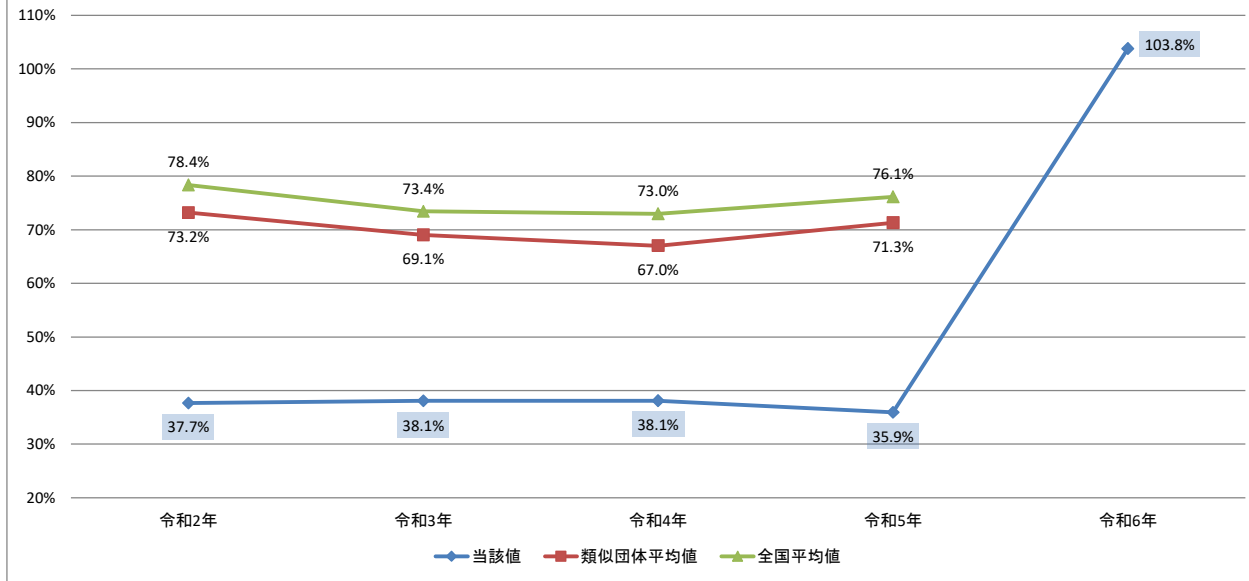
令和6年度より法適用(財務のみ)と移行したことに伴い、財政評価の指標が従来の「収益的収支比率」から「経常収支比率」へと変更されました。経常収支比率は、営業収益に加えて補助金や一般会計繰入金などの経常的な収入を含め、経常費用をどの程度賄えているかを示す指標です。

収益的収支比率(令和5年度以前)は、営業収益(料金収入等)で営業費用をどれだけ賄えているかを示します。本村では35～38%で推移し、類似団体の67%～73%とは大きな乖離が見られます。

経常収支比率(令和6年度以後)は、営業収益に加え、営業外収益の他会計補助金などを含めた経常収益で経常費用をどれだけ賄えているかを示します。

令和6年度は法適用により算出項目が以前と変わり103.8%と数値上は上昇しましたが、料金収入以外の他会計補助額が上昇しています。

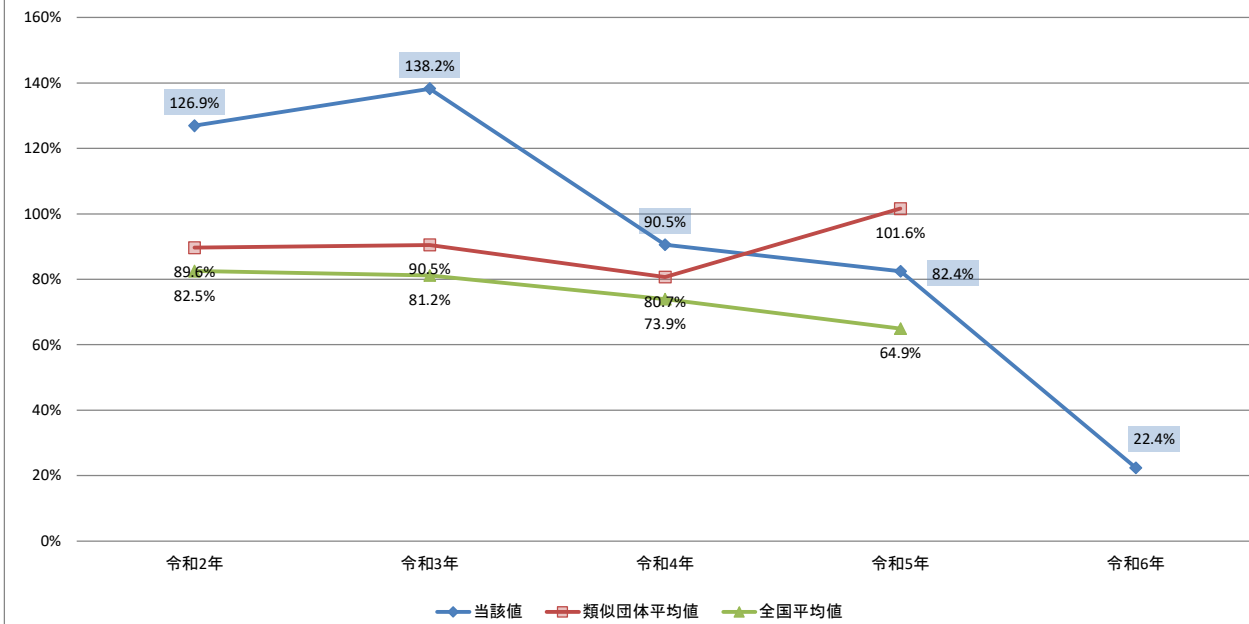
経常収支比率(収益的収支比率)



②営業収支比率について

営業収支比率は、営業収益が営業費用をどの程度賄えているかを示す指標であり、100%を下回る場合は営業活動のみでは費用を回収できていない状態を意味します。本村の営業収支比率は、令和2年度、3年度は黒字で推移していましたが、令和4年度、5年度には徐々に低下し、令和5年度には82.4%となりました。令和6年度に22.4%まで大きく下がった背景には、経営状況の悪化ではなく、法適用(財務のみ)に伴い公営企業会計へ移行したことによる会計処理の変更があります。令和6年度の営業収支比率の数値は、制度変更に伴う会計処理の影響が大きく、実質的な経営悪化を示すものではありません。

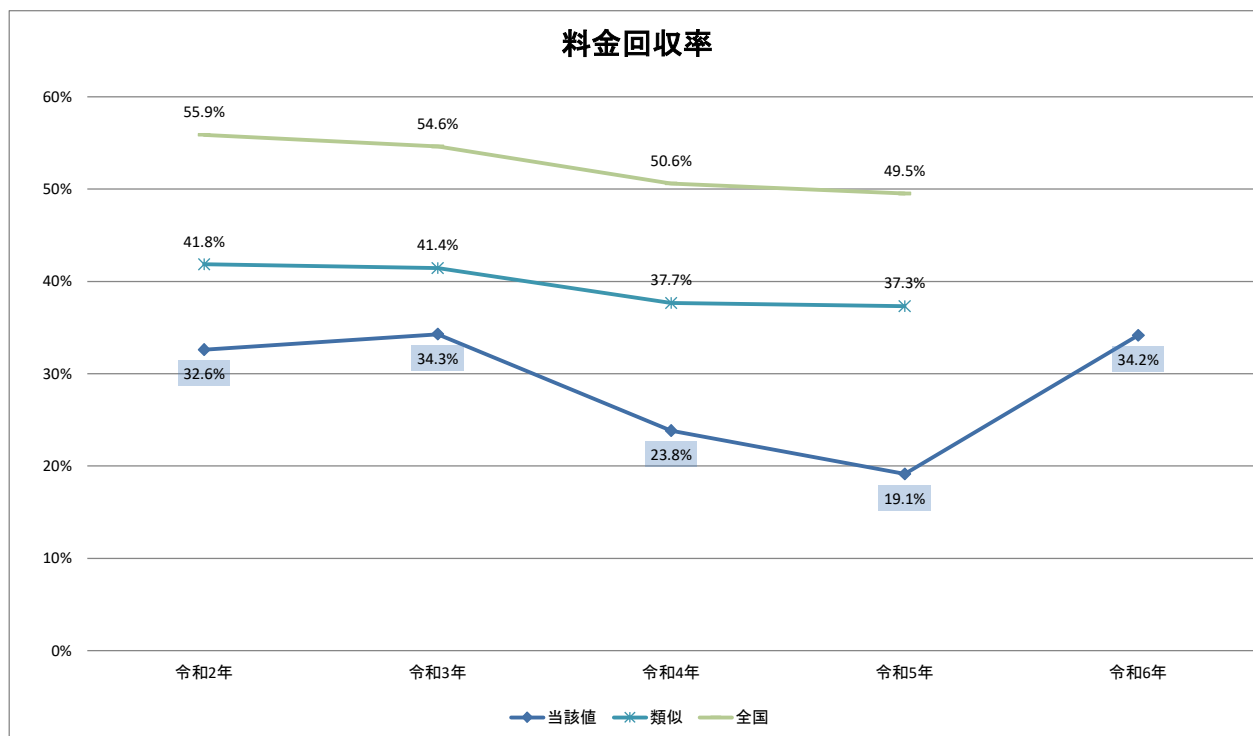
営業収支比率



③料金回収率について

料金回収率とは、公営企業において給水に要した費用を水道料金収入でどの程度賄えているかを示す指標です。一般に「供給単価(1m³当たり料金)÷給水原価(1m³当たり費用)×100%」で算出します。100%以上であれば料金で費用を回収できている状態、100%未満であれば不足分を繰入金などで補っていることを意味し、料金水準の妥当性や経営の自立性を判断する重要な指標です。

令和4年度・5年度の2年間はコロナ禍で水道料金の基本料金減免を実施していたため供給原価が下がっており回収率としては下記のグラフの通りになっています。令和6年度では34.2%と減免前と同水準となっています。

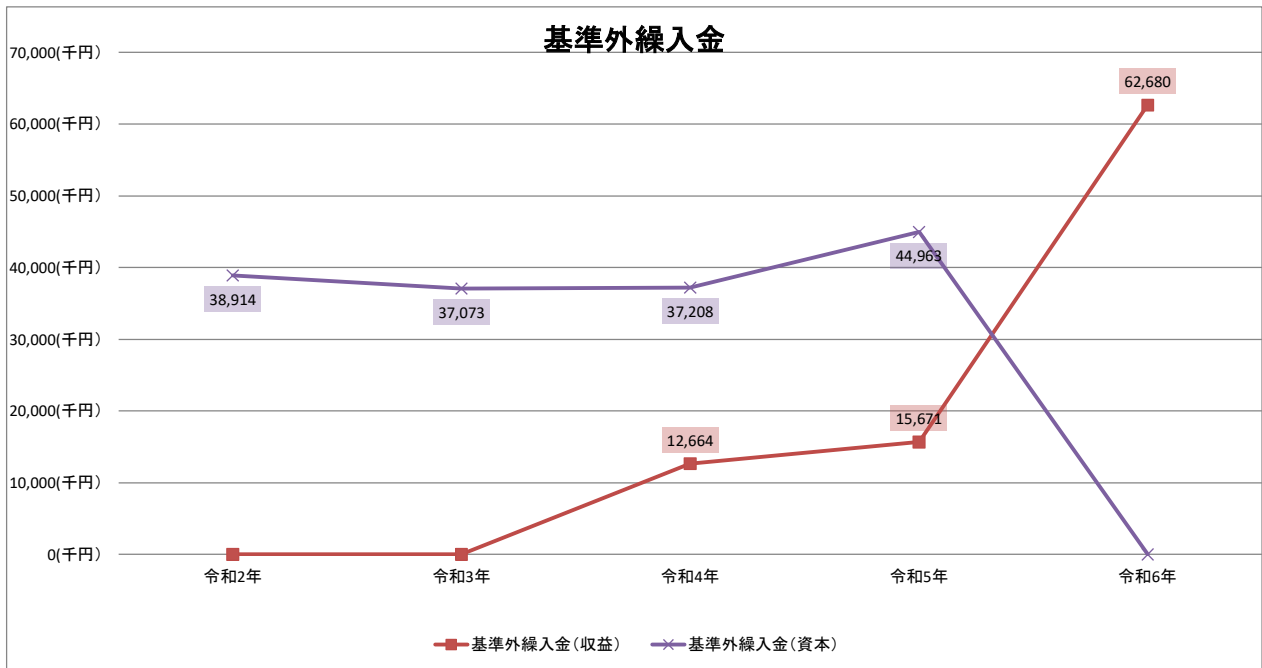


④基準外繰入金について

基準外繰入金は、令和6年度から地方公営企業法を適用する団体に移行したことにより、決算書には減価償却費や長期前受金戻入といった企業会計方式の項目が新たに計上され、従来の官庁会計とは異なる決算構造となっています。令和5年度以前は、官庁会計で整理されていたが、法適用の移行後はキャッシュベースの繰入金処理をしたことにより、繰入金の多くが3条に計上される形となっています。

令和6年度の法適用(財務のみ)後は繰入金の性質が従来と異なる形で表れるため、単純な年度比較では経営状況を判断しにくい面があります。そのうえで基準外繰入金の推移を見ると、令和4年度以降、基準外繰入金(収益)が発生しており、財政的な自立性が低下している状況が確認できます。しかし、令和6年度の基準外繰入金(資本)が0円となっています。これは、法適用に伴い減価償却費が収益的収支に計上されるようになったことで、資本的収支における不足額が表面化しにくくなったことが一因と考えられます。

令和6年度に基準外繰入金(資本)が0円であることは、財政的な改善を示すものではなく、会計方式の変更により繰入金の計上区分が変わった結果です。今後は、法適用後の会計構造を踏まえ、基準外繰入金(収益)の縮減を目標とし、料金収入による費用の確保を図ることが重要となっています。

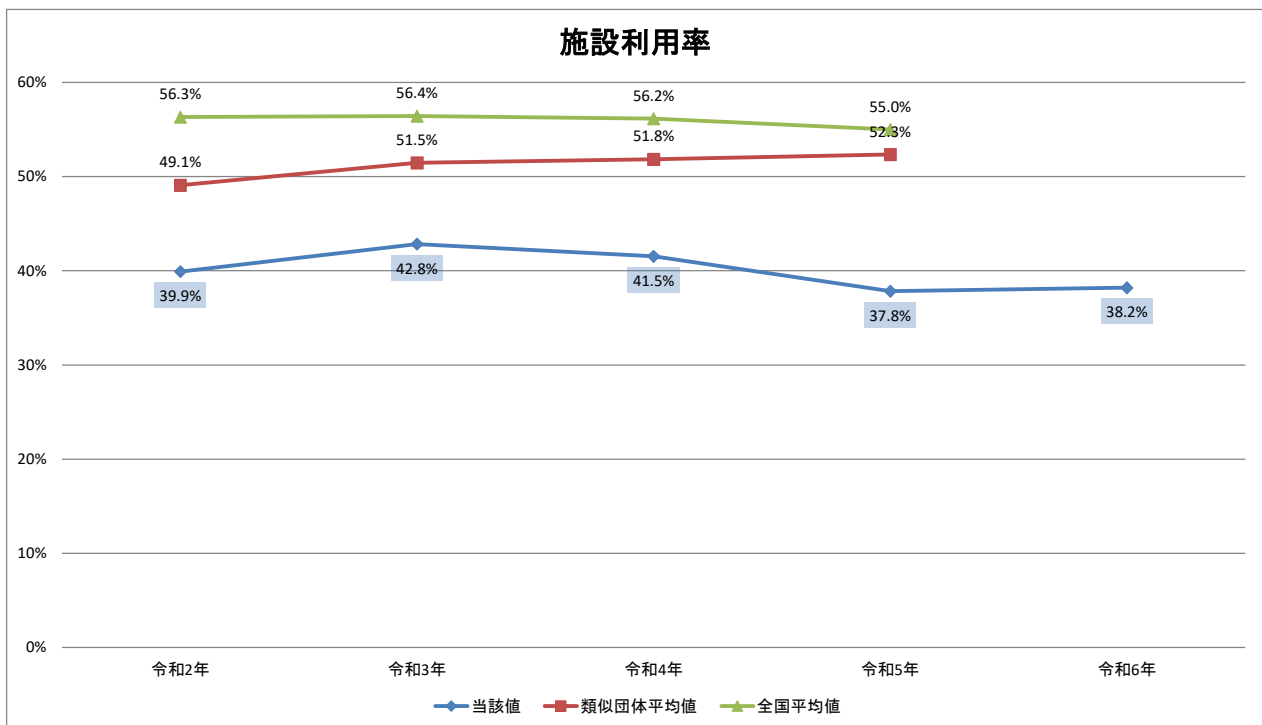


⑤施設利用率について

施設利用率とは一日当たりの給水供給能力に対する一日平均給水量の割合を示したものです。水道施設の経済性を統括的に判断する指標であり、利用率が高いほど効率的であるとされています。ただし、施設更新や事故等または時季等の変動に対応できるよう一定の余裕が必要です。

施設利用率は、令和3年度を頂点に緩やかに減少に転じています。令和5年度で37.8%であり、類似団体平均値より15%程度低い数値です。

村の人口減少に伴い給水人口も減少し既存施設が過大となり、その結果余剰能力分が遊休状態となっている可能性が高いことが考えられます。稼働率の低い施設の一部休止、廃止もしくは施設・設備の合理化(スペックダウン)を検討していきます。

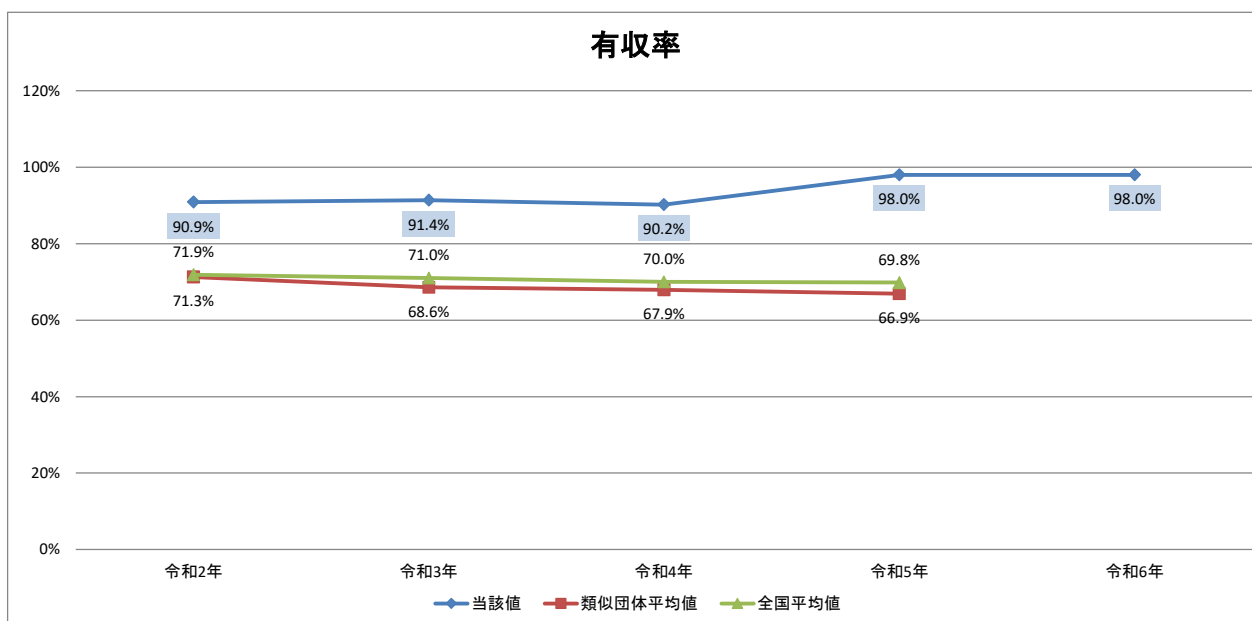


⑥有収率について

有収率は、令和2年度以降90%以上を維持しており、令和5年度には98.0%となっています。これは、全国平均値や類似団体平均値を20ポイント以上上回る水準であり、施設の適切な維持管理や漏水対策が一定の成果を上げているものと考えられます。有収率は、水道施設の運転管理が収益につながっているかを示す重要な指標であり、100%に近いほど効率的な運営が行われていることを意味します。

一方で、導水管・送水管・配水管には、塩ビ(RR)管や鋼管、管種不明管など、経年劣化に伴い漏水リスクの高い管種が一定割合で残っています。これらの老朽管は無収水量や無効水量の増加要因となるため、今後の更新計画においては、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管やHPPE管への置換を計画的に進めていくことが重要です。また、固定資産台帳や管路台帳を活用した資産管理を適切に行い、管路の材質、布設年度、延長、劣化状況を把握し、更新の優先順位を合理的に設定していきます。

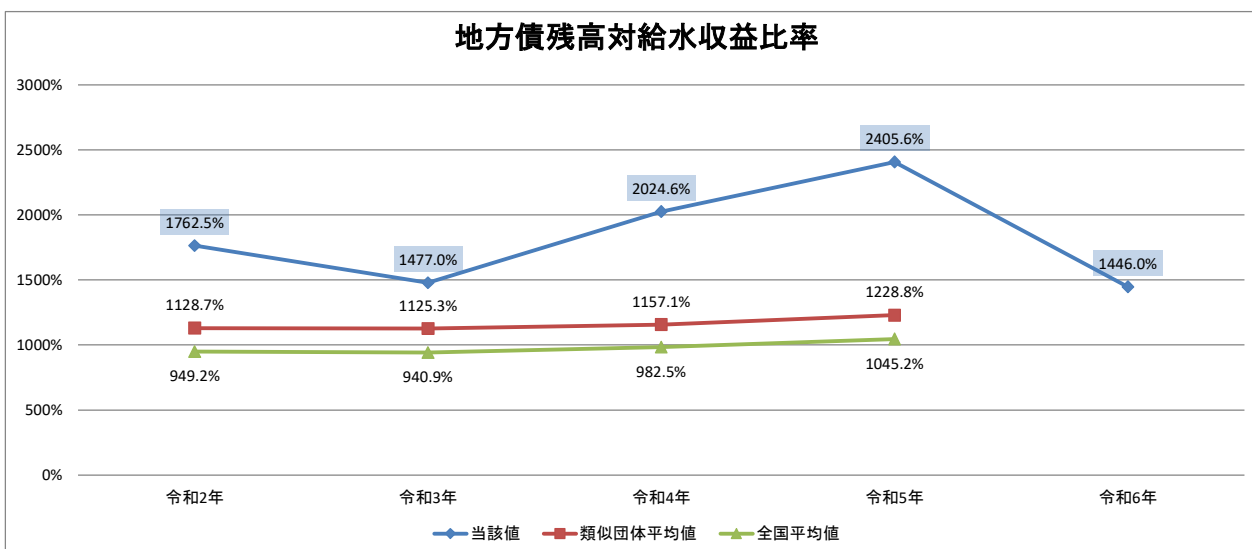
今後も、漏水対策を継続的に実施するとともに、老朽管の更新や効率的な施設運営を図ることで、高い有収率を維持しつつ、持続可能な水道経営の確保に努めていきます。



⑦地方債残高対給水収益比率

地方債残高対給水収益比率は、水道事業の借入金残高が給水収益に対してどの程度の割合を占めているかを示す指標であり、財務負担の状況を把握する上で重要な指標です。令和4・5年度において新型コロナウイルス感染症対策として水道料金の減免措置を実施し、さらに令和5年度では打ち切り決算を実施したことから、給水収益が一時的に減少し、比率が通常より高い値となりました。

令和6年度では、水道料金の減免処置を実施したが、地方債残高の減少傾向ですので、令和3年度と同程度の水準となっています。



2. 将来の事業環境

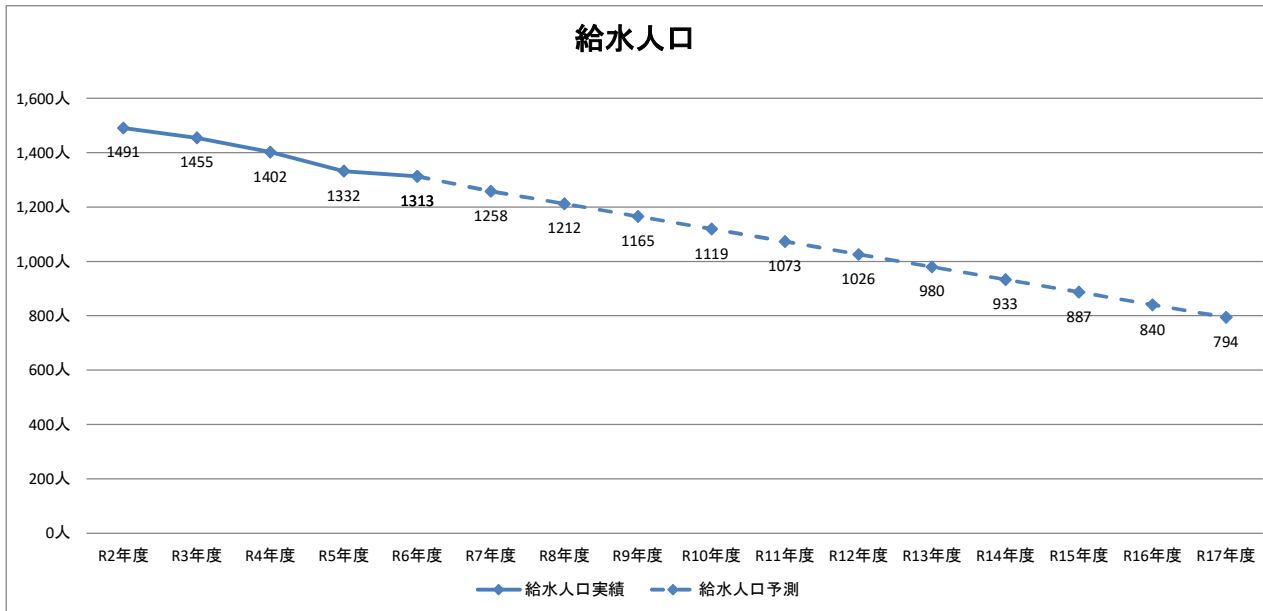
(1) 給水人口の予測

東吉野村の給水人口は、村全体の人口動態と密接に連動しており、人口減少の進行に伴って継続的に減少しています。人口ビジョンに示されているとおり、本村の人口は昭和35年の9,221人から長期的に減少を続け、令和6年には1,498人となっています。また、年少人口および生産年齢人口が減少し、令和2年度では高齢化率が58.3%に達していることから、今後も人口減少が続くことが見込まれます。

給水人口の実績をみると、令和2年度の1,491人から令和6年度には1,313人へと減少しており、特に令和4年度から令和5年度にかけては約5%、令和5年度から令和6年度にかけても約1.4%の減少が生じています。人口ビジョンに示されている自然減・社会減の傾向を踏まえると、給水人口の減少は構造的なものであり、今後も継続することが予測されます。

給水人口は有収水量の算定に直接用いているため、人口減少は水需要の縮小としてそのまま事業収入に影響します。料金収入の見通しにおいても、令和17年度までに給水人口が794名と予測した場合における人口減少が、水道事業の収益基盤に与える影響は大きいと考えられます。

このような状況を踏まえ、今後の水道事業経営においては、人口ビジョンに示されている村全体の人口構造の変化を注視しつつ、持続可能な水道サービスの提供に向けた計画的な経営を進めていきます。

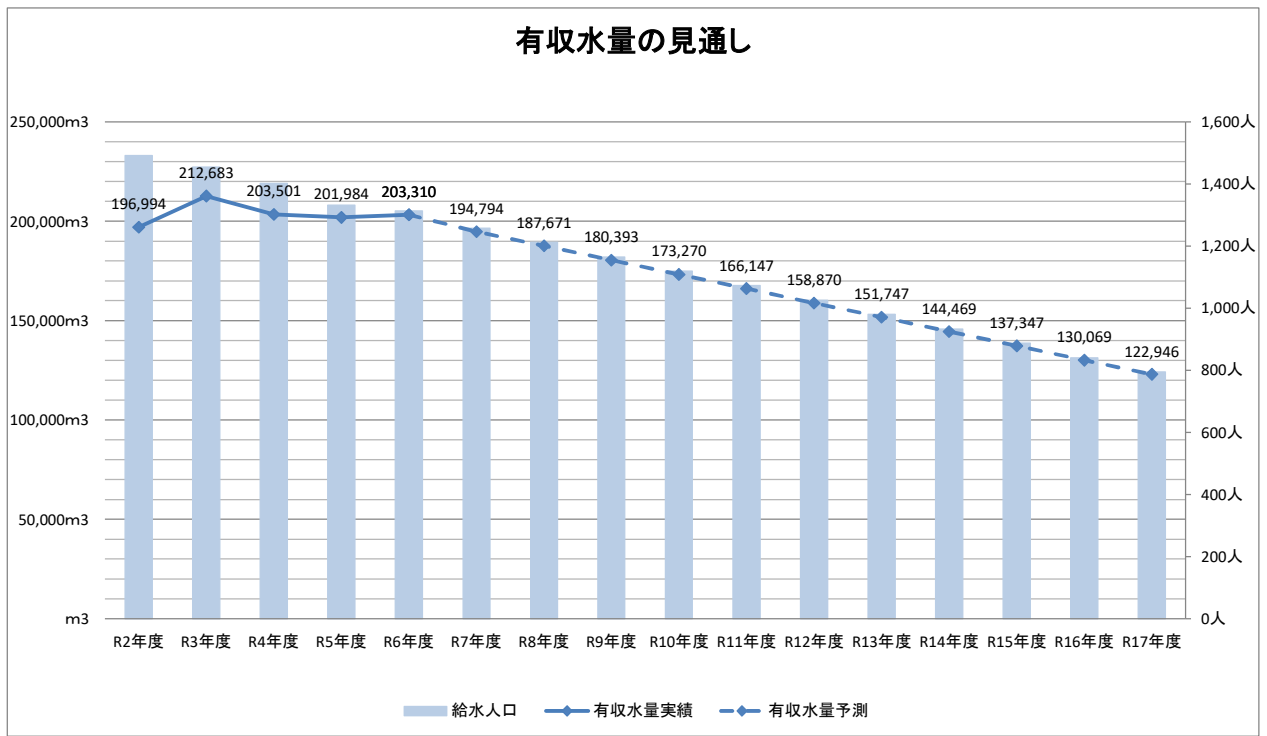


(2) 水需要の予測

水需要の予測では、有収水量から、給水人口の推移に大きく影響を受ける構造となっています。

実績値を見ると、令和2年度から令和6年度にかけて約11.9%の給水人口が減少しており、これに伴い有収水量も減少しています。今後の人口推計においても、給水人口は継続的に減少する見込みであり、有収水量も同様に大幅な減少が予測されます。人口減少に伴う水需要の縮小は、料金収入の減少につながり、水道事業の収益基盤に影響を及ぼす要因となります。一方で、施設の維持管理や更新に必要な費用は一定程度発生するため、人口減少が進む中でも、安定した経営を維持するための対策を検討していきます。

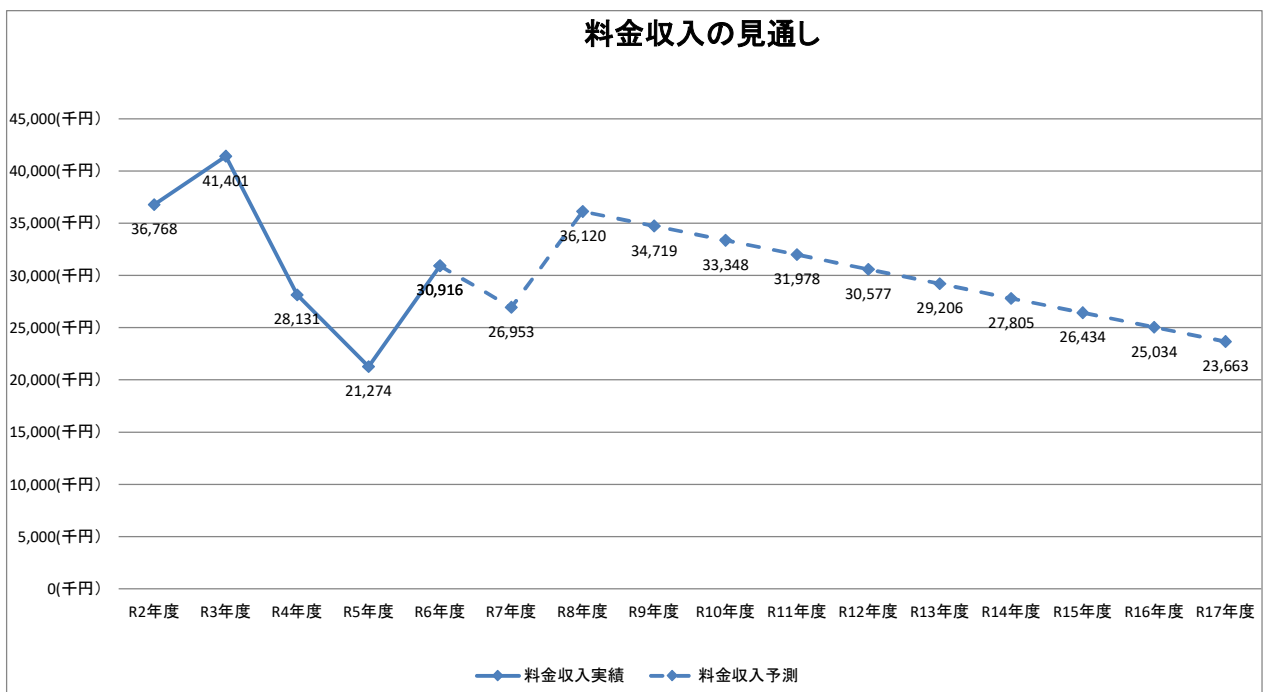
今後は、給水人口の推移を注視しつつ、有収水量の減少を前提とした施設更新計画や財政運営を進めていく必要があります。また、漏水対策の強化や適正な施設規模の検討など、水需要の減少に対応した効率的な事業運営を引き続き努めていきます。



(3) 料金収入の見通し

令和4年度から令和5年度にかけての料金収入は、国の新型コロナウイルス感染症対策として実施された水道基本料金の減免措置及び令和5年度には打ち切り決算を実施したにより、一時的に減少しています。これらの年度では、料金収入の実績値のみを見ると収益が大きく落ち込んでいるように見えますが、実際には減免に伴う財源として一般会計からの繰入金が行われており、水道事業の実質的な収入が大きく減少したわけではありません。

今後の料金収入の見通しについては、給水人口の減少に伴い、水需要の縮小が続くことが予測されます。試算では、令和17年度までの間に年間約1,384千円程度の料金収入が減少する見込みとなっており、人口減少が水道事業の収益基盤に与える影響は大きいと考えられます。

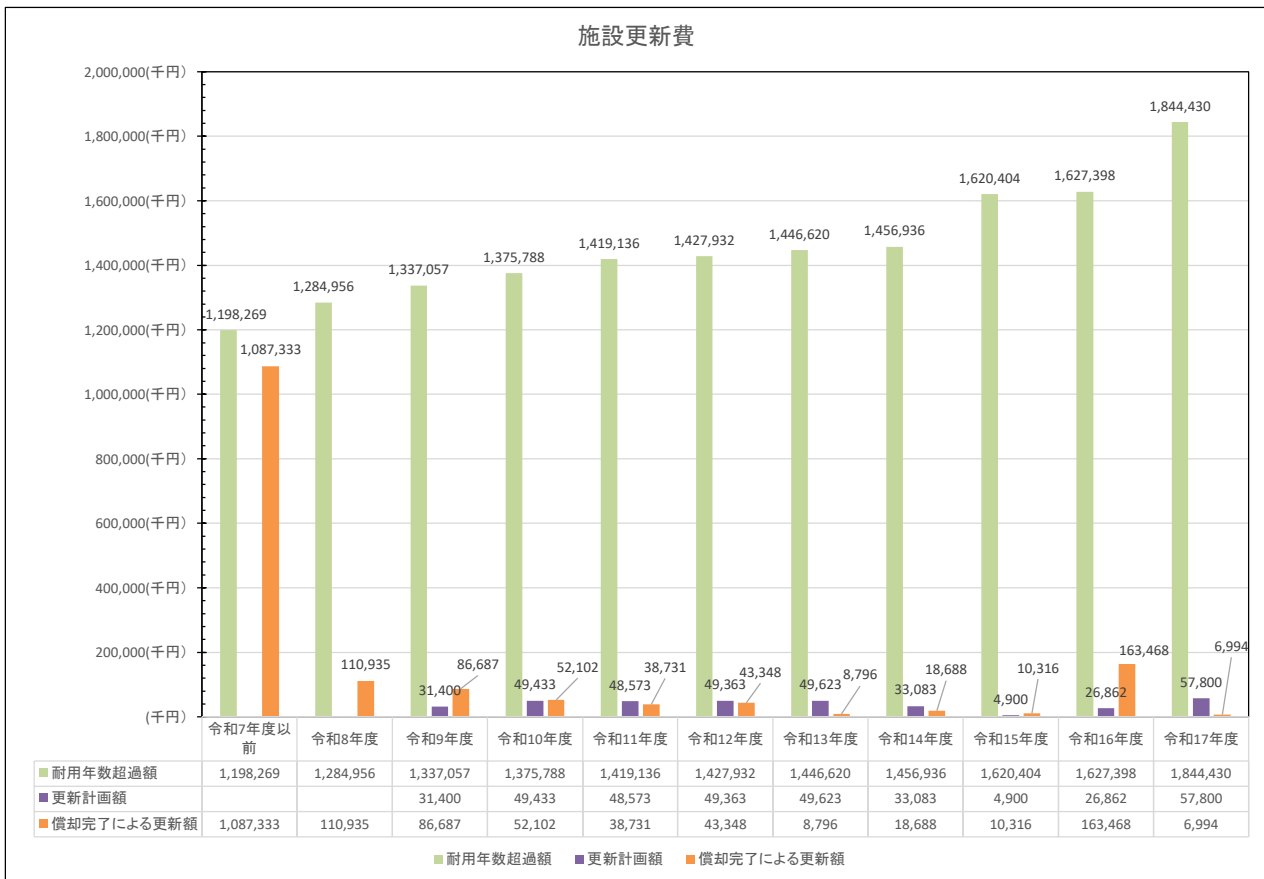


(4) 施設の見直し

固定資産台帳に基づき、耐用年数を超過した施設を翌年度に全て更新した場合の更新費用「耐用年数超過額」を試算すると、年間の更新額は大きく変動し、総額としても非常に大きな規模となることが確認できます。また、償却完了に伴う更新費用「償却完了による更新額」を単年度ごとに整理したグラフからも、年度によって更新需要が集中する傾向が見られます。

一方、経営戦略で設定している「更新計画額」は、財政負担の平準化を図りながら、必要な更新を段階的に進めることを目的としており、耐用年数超過施設を翌年度に全て更新するケースと比較すると、実行可能性の高い水準に設定されています。しかし、固定資産台帳に基づく更新需要をすべて計画どおりに実施することは、村の財政規模を踏まえると現実的ではありません。特に、耐用年数超過施設を翌年度に全て更新した場合の総額は、村の財政に大きな負担を与えることから、更新の優先順位を整理し、計画的に進めていく必要があります。

今後は、耐震適合性や老朽化の状況、更新計画年度を踏まえながら、更新の優先度を明確にし、随時更新を進めていかなければならないと考えます。特に、耐震適合性の低い管路や、対応年数を迎える管路については、計画的な更新により地震時の断水リスクを低減し、安全で安定した水道サービスの継続を図っていきます。



(5) 組織の見直し

簡易水道事業は、地域振興課が所管しており、農業・林業・商工業、観光、道路・河川、住宅・建築、浄化槽など、多岐にわたる分野を兼務しており、現在は3名の体制で業務を担っており、現行の人員体制を確保する必要があります。

3. 経営の基本方針

(1) 安心・安全な水の確保

老朽化した設備や施設の更新に計画的に取り組み、良質で安定的な水道水の供給を図ります。

(2) 災害時の対応

災害による断水が生じないよう老朽管の耐震化を図ります。

(3) 持続的な経営改善

人口減少に伴い、給水人口および水需要量の減少が予想されています。持続的な経営改善を行い安全で安定した水道水を供給し続けるようにしていきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	簡易水道施設は、老朽化の進行や耐震性の不足が課題となっており、将来にわたり安全で安定した水道水を供給するためには、計画的な投資による施設の長寿命化が不可欠です。このため、計画的に耐震適合性を確保した管路・設備への更新を段階的に実施し、災害時にも機能を維持できる強靱な水道施設の構築を目指します。
-----	---

東吉野村の水道管路は、地区ごとに導水管・送水管・配水管の延長および耐震適合管の整備状況に差が見られます。全体として、耐震適合管(ダクタイル鋳鉄管・HPPE管)の割合は限定的であり、将来の地震リスクを踏まえると、計画的に耐震化を進めていく必要があります。

中黒地区や木津地区、小栗栖地区では対応年数を迎える管路が多く、耐震管への更新が優先的に求められますので、計画的に耐震性の向上を図ります。

地区ごとの管路延長、耐震適合性率を踏まえて更新の優先度を整理し、耐震適合管への置換を段階的に進めていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	施設更新費用は国庫補助や交付税措置の高い企業債を活用し、一般財源の負担を抑制します。また、維持管理費も地方公営企業繰入金基準の範囲内で対応していくよう、基準外繰入金の縮減に努めます。
-----	---

企業債

- ・施設更新に必要な資金については、交付税算入率の高い起債を優先的に活用します。
- ・償還期間を通じて一般財源の負担を抑制し、財政運営の平準化を図ります。

一般会計繰入金

- ・地方公営企業繰入金基準に基づき、企業債の元利償還金相当額を計上します。
- ・基準外繰入金については、赤字補填分を必要に応じて計上するが、将来的な縮減を目指します。

国庫補助金

- ・施設更新に適用可能な国庫補助制度を活用し、更新費用の一部を外部財源で確保します。

経営環境と財源確保の方向性

- ・維持管理の効率化、漏水対策の強化、施設の適正規模化など、費用削減に資する取組を継続します。
- ・外部財源の活用と一般会計繰入金の適正化を図りつつ、持続可能な水道経営を確保します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画では、建設改良費などの投資的経費を除いた通常の支出として、工事請負費、旅費、備用品費、燃料費、光熱水費、委託料、手数料、賃借料、修繕費、材料費、負担金、保険料等を見込んでいます。これらの経費は物価変動の影響を受けやすい性質があります。国土交通省の将来見通しでは、水道分野の物価上昇率は年率2.0%とされていますが、2025年度の実勢見通しでは2.7%と高めに推移しています。このため、本計画では年率2.5%の上昇を前提として設定しています。

また以下の配管更新事業を反映しています。

① 小栗栖地区配水管更新工事

- ・償却開始: 令和15年度、取得原価261,476千円、耐用年数38年。
- ・年償却費: 6,881千円。
- ・補助金87,159千円、年次戻入額2,294千円。

② 小川地区配水管更新工事

- ・償却開始: 令和17年度、取得原価31,762千円、耐用年数38年。
- ・年償却費: 836千円。
- ・補助金10,587千円、年次戻入額279千円。

③ 中黒地区配水管更新工事

- ・償却開始: 令和28年度、取得原価478,093千円、耐用年数38年。
- ・年償却費: 12,581千円。
- ・補助金159,364千円、年次戻入額4,194千円。

④ 中黒地区送水管更新工事

- ・償却開始: 令和31年度、取得原価99,736千円、耐用年数38年。
- ・年償却費: 2,625千円。
- ・補助金33,245千円、年次戻入額875千円。

⑤ 木津地区配水管更新工事

- ・償却開始: 令和34年度、取得原価77,172千円、耐用年数38年。
- ・年償却費: 2,031千円。
- ・補助金25,724千円、年次戻入額677千円。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資について検討状況等

<p>民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)</p>	<p>現時点では導入の可否を判断する段階には至っておらず、財政負担や事業効果、体制への影響を踏まえ、今後必要性和実現性を検討していきます。</p>
<p>施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)</p>	<p>本村の水道管路は、おおむねφ150までの口径で整備しています。このため、現状の供給能力や必要な水量を踏まえると、これ以上のダウンサイジングは困難な状況です。今後も、既存施設の適正な維持管理に努め、必要な機能を確保しながら安定的な水道サービスの提供を図っていきます。</p>
<p>施設・設備の合理化 (スペックダウン)</p>	<p>施設や管路の更新にあたっては、現行の仕様が過大でないか、また地域の需要に応じた適正なスペックであるかを適宜検討していきます。更新時には、必要な機能を確保しつつ、過剰な仕様となっている部分については合理化の可能性を検討し、効率的な施設整備に努めます。</p>
<p>施設・設備の長寿命化等の投資の平準化</p>	<p>施設・設備の長寿命化を図るため、計画的な更新と修繕を推進しています。特に配水管の耐震化は施設台帳を基に優先順位を定め、段階的に整備を図ります。あわせて、更新時期の集中による財政負担を避けるため、事業費が年度間で偏らないよう調整し、安定した事業運営の確保に努めています。</p>
<p>広域化</p>	<p>人口減少と水需要の大幅な減少により経営基盤が脆弱な簡易水道地域では、県が中心となって広域的な支援体制の構築や、技術支援、共同管理を検討していきます、安定的で持続可能な水道事業の確保を目指しています。</p>
<p>その他の取組</p>	<p>第3期 東吉野村人口ビジョン 東吉野村まち・ひと・しごと創生 総合戦略 では、人々が住みやすいと感じられる地域づくりを目指しています。簡易水道におきましても同様に、取り組んでいきます。</p>

② 財源について検討状況等

<p>料金</p>	<p>経営環境の変化 東吉野村の水道事業は、有収水量および給水人口の減少が継続しており、施設の老朽化や物価上昇に伴う建設費・維持管理費の増加を踏まえると、現行料金水準では安定的な水道運営の維持が困難となる見通しです。</p> <p>水道を守るための財源確保 水道は住民生活を支える基礎的インフラです。しかし、現行料金のままでは、一般会計からの繰入金が増大し、将来的に必要な施設更新が実施できず、結果として住民サービスの低下を招くおそれがあります。水道を持続させるためには、必要な財源を安定的に確保し、将来世代に過度な負担を先送りしない経営が必要です。</p> <p>料金改定の検討位置付け 以上の経営状況を踏まえ、本村では「料金改定を直ちに実施する」ものではなく、持続可能な財源を確保するための選択肢の一つとして、料金改定の必要性を検討していきます。</p> <p>料金改定の検討にあたって ・住民生活への影響 ・物価・労務費の動向 ・更新投資の必要性 ・一般会計繰入金の縮減方針 を総合的に勘案し、段階的な負担調整の可能性も含めて慎重に判断していきます。</p>
-----------	--

企 業 債	施設の更新時には企業債を利用するが、安易に発行しないよう施設整備事業の適切な管理と計画により抑制します。
繰 入 金	施設の更新投資は今後も継続的に必要となる一方、水需要の減少により料金収入は縮小傾向にあり、一般会計からの繰入金は増加する見込みです。将来的には、施設規模や更新需要の見直し、更新時期の平準化を通じて財政負担の抑制を図り、繰入金の縮減に向けた検討を進めます。
資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組	現時点では検討していません。
その他の取組	現時点では検討していません。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	現況のまま適正な運用を図っていきます。
修 繕 費	漏水等により大規模な修繕にならないよう、こまめな修繕を行います。
動 力 費	適切な維持管理に努め費用が過大にならないようにします。
その他の取組	特にありません。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行い、5年毎に見直しを図ります。具体的には年度末において、目標や計画の達成状況について定量的に検証・評価し、計画の見直しが必要な場合に反映させていくものとします。また、ローリング(計画の定期的な見直し)についても、5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて見直しを行い、適宜実施していきます。
---------------------	---

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度			
		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)
有 収 水 量		196,994	212,683	203,501	201,984
供 給 単 価		186.7円	194.7円	138.2円	105.3円
資 本 費		418	404	422	419
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	42,487	45,952	44,969	39,920
	(1) 営 業 収 益 (B)	37,198	41,401	28,561	21,274
	ア 料 金 収 入	36,768	41,401	28,131	21,274
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)				
	ウ そ の 他	430	0	430	0
	(2) 営 業 外 収 益	5,289	4,551	16,408	18,646
	ア 他 会 計 繰 入 金	5,289	4,551	16,408	18,646
	イ そ の 他		0	0	0
	2 総 費 用 (D)	41,075	43,850	39,696	32,554
	(1) 営 業 費 用	29,304	29,950	31,543	25,820
	ア 職 員 給 与 費	5,393	5,609	5,649	5,997
	ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0
	イ 維 持 管 理 費 (光 熱 水 費 ・ 薬 品 費)	8,921	9,640	10,325	7,079
	ウ 修 繕 費	7,911	5,497	3,855	5,642
	エ そ の 他	7,079	9,204	11,714	7,102
(2) 営 業 外 費 用	11,771	13,900	8,153	6,734	
ア 支 払 利 息	10,578	9,103	7,489	5,951	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	
イ そ の 他	1,193	4,797	664	783	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	1,412	2,102	5,273	7,366	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	84,593	136,863	129,908	112,005
	(1) 地 方 債 償 還 金	8,000	40,400	36,400	20,800
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	-	-	-	-
	(2) 他 会 計 補 助 金	74,763	75,537	76,393	84,257
	(3) 他 会 計 借 入 金	-	-	-	-
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	-	-	-	-
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	200	16,193	16,433	4,803
	(6) 工 事 負 担 金	0	0	0	0
	(7) そ の 他	1,630	4,733	682	2,145
	2 資 本 的 支 出 (G)	86,005	138,965	135,170	107,969
	(1) 建 設 改 良 費	14,307	62,038	56,800	29,381
	ウ ち 職 員 給 与 費				
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	71,698	76,927	78,370	78,588
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0
(5) そ の 他 (予 備 費)	0			0	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△1,412	△2,102	△5,262	4,036	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	11	11,402	
積 立 金 (K)	0	0	0	0	
前 年 度 から の 繰 越 金 (L)	0	0	0	11	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)	0	0	0	0	
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	11	11,412	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	0	0	11	11,412	
実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	11	11,412	
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	37.70	38.00	38.10	35.90	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)	-	-	-	-	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	37,198	41,401	28,561	21,274	
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)	-	-	-	-	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)	37,198	41,401	28,561	21,274	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)	-	-	-	-	
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)	-	-	-	-	
地 方 債 残 高 (X)	648,035	611,507	569,537	511,749	

○他会計繰入金

区 分		年 度			
		令和2年度 (決算)	令和3年度 (決算)	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)
収 益 的 収 支 分		5,289	4,551	16,408	18,646
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	5,289	4,551	3,744	2,975
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	0	0	12,664	15,671
資 本 的 収 支 分		74,763	75,537	76,393	84,257
	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	35,849	38,464	39,185	39,294
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金	38,914	37,073	37,208	44,963
合 計		80,052	80,088	92,801	102,903

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度											
		令和6年度 決 算	令和7年度 予 算	令和8年度 予 算	令和9年度 計 画	令和10年度 計 画	令和11年度 計 画	令和12年度 計 画	令和13年度 計 画	令和14年度 計 画	令和15年度 計 画	令和16年度 計 画	令和17年度 計 画
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	10,200	26,800	40,000	21,038	33,120	32,544	33,073	33,248	22,166	3,283	17,998	38,726
	うち資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金	31,174	19,141	16,642	19,842	9,011							
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金												
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国(都道府県)補助金	2,420	3,226	20,049	10,362	16,313	16,029	16,290	16,376	10,917	1,617	8,864	19,074
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工 事 負 担 金												
	9. そ の 他												
	計 (A)	43,794	49,167	76,691	51,242	58,444	48,573	49,363	49,623	33,083	4,900	26,862	57,800
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)	43,794	49,167	76,691	51,242	58,444	48,573	49,363	49,623	33,083	4,900	26,862	57,800
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	8,690	22,820	54,680	31,400	49,433	48,573	49,363	49,623	33,083	4,900	26,862	57,800
	うち職員給与費												
	2. 企 業 債 償 還 金	76,417	72,682	73,214	66,345	53,309	39,970	33,778	32,684	27,886	20,766	13,767	21,219
	3. 他会計長期借入返還金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
	5. そ の 他	4,404	6,600	1,500	4,404	4,404	4,404	4,404	4,404	4,404	4,404	4,404	4,404
計 (D)	89,512	102,102	129,394	102,149	107,147	92,948	87,546	86,712	65,374	30,070	45,033	83,424	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	45,718	52,935	52,703	50,907	48,702	44,374	38,182	37,088	32,290	25,170	18,171	25,624	
補 填 財 源	1. 損益勘定留保資金	37,330	38,129	49,483	47,269	45,108	44,102	43,487	42,703	42,603	46,089	45,311	44,256
	2. 利益剰余金処分額												
	3. 繰越工事資金												
	4. そ の 他												
計 (F)	37,330	38,129	49,483	47,269	45,108	44,102	43,487	42,703	42,603	46,089	45,311	44,256	
補填財源過剰額 (E)+(F)							5,305	5,615	10,313	20,919	27,139	18,633	
補填財源不足額 (E)-(F)	8,388	14,806	3,220	3,638	3,594	273							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	447,032	401,150	367,936	322,629	302,440	295,014	294,309	294,873	289,153	271,670	275,900	293,407	
実 質 収 支 (税 抜)	△2,944	△17,781	980	1,000	1,000	727	6,305	6,615	11,313	21,919	28,139	19,633	

○他会計繰入金 (単位:千円)

区 分		年 度											
		令和6年度 決 算	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
他 会 計 繰 入 金 合 計		96,180	81,849	77,381	82,227	71,721	60,404	63,107	65,403	68,462	74,944	76,776	78,747
企 業 債 元 利 償 還 金 合 計		81,068	76,257	76,350	68,983	55,903	42,243	36,684	35,968	31,554	24,633	17,372	24,950
差 引		15,112	5,592	1,031	13,244	15,818	18,161	26,423	29,435	36,908	50,311	59,405	53,797
繰 出 し 基 準 額		40,535	38,222	38,037	34,706	28,505	21,708	19,445	19,424	18,247	20,442	16,843	17,433
収益的収支分		65,006	62,708	60,739	62,385	62,710	60,404	63,107	65,403	68,462	74,944	76,776	78,747
うち基準内繰入金		2,326	1,943	1,465	1,337	1,343	1,186	1,545	1,762	1,982	2,100	1,962	2,052
うち基準外繰入金		62,680	60,766	59,275	61,048	61,367	59,218	61,562	63,641	66,480	72,844	74,814	76,695
資本的収支分		31,174	19,141	16,642	19,842	9,011							
うち基準内繰入金		31,174	36,280	36,573	33,369	27,161	20,523	17,900	17,662	16,265	18,342	14,881	15,381
うち基準外繰入金													
合 計		96,180	81,849	77,381	82,227	71,721	60,404	63,107	65,403	68,462	74,944	76,776	78,747